

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター からのお知らせ

自立支援センターでは、再就職、転職、能力開発(職業訓練)、講習会など、就業に関する相談や情報提供を行っています。



就業相談

就職活動に関する不安や就労に伴う悩み、困りごとなどをご相談いただけます。

相談方法 ▶ 電話、来所、オンライン相談

相談時間 ▶ 午前9時～午後5時【午後4時まで受付】

相談先 ▶ 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

TEL.0748-37-5088 FAX.0748-37-5488

LINE:公式アカウント
お友達登録



出張相談も
しています!

場所 ▶ 滋賀マザーズジョブステーション草津駅前
(草津市大路1-1-1 草津駅前 エルティ932 ガーデンシティ草津3階)

日時 ▶ 毎週火曜日 午前10時～午後4時【午後3時まで受付】

就業支援 講習会

就職に役立つ講習会を無料で開催しています。(テキスト代、問題集は自己負担)
応募者多数の場合は抽選となります。

簿記&パソコン講習会(日商簿記初級とExcel初級)

開催日 ▶ 8/27、9/3、10、17、25、10/1、8、15、29、11/5、12、26、12/3、10、17 (15日間)

*簿記検定試験 11/19 *定員 12名

開催時間 ▶ 5時間/日(午前9時30分～午後3時30分) *6か月児～未就学児童 無料保育利用可

会場 ▶ 滋賀県立男女共同参画センター講習室 (近江八幡市鷹飼町80-4)

法律相談

弁護士による法律相談を無料で行っています。予約が必要ですので、
自立支援センターまでお申し込みください。相談時間は、一人あたり50分程度です。

近江八幡会場(G-NET しが)

近江八幡市鷹飼町80-4
「男女共同参画センター」内

◎日時:毎月1回 午後1時～午後4時

2022年8月10日、9月14日、10月12日、
11月9日、12月14日

2023年1月25日、2月8日、3月8日

大津会場

大津市におの浜4丁目3-26
滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内

◎日時:毎月1回 午後1時～午後4時

2022年8月24日、9月28日、10月26日、
11月24日、12月21日

2023年1月18日、2月22日、3月22日

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

(近江八幡市鷹飼町80-4 男女共同参画センター滋賀マザーズジョブステーション内)

TEL.0748-37-5088 FAX.0748-37-5488

【受付時間】火～日曜日・祝日 午前9時～午後4時

申し込み先

養育費について

子どもにとって、両親の離婚はとても大きな出来事です。子どもがこれを持ち越えて健やかに成長していけるよう、離婚をする際に親としてあらかじめ話し合っておくべきことの一つに「養育費」があります。養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。離婚により親権者でなくなった親であっても、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

養育費に関する取り決めが大切です

離婚後であっても、この義務はなくなりませんので、子の健やかな成長のため養育費の負担について話し合いを行いましょう。負担に関する取り決めを行う際には、養育費の支払いがスムーズに行われるように、金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決め、書面に残すようにしましょう。養育費の取り決めを公正証書(執行証書)や家事調停または家事審判等によって決められた場合には、これらの文書(債務名義)を用いて、相手の財産を差し押さえるなどして養育費を回収する手続き(強制執行)を利用することができます。

事前予約必要 養育費相談会

各回 午後1時～4時
1日3人 1人50分

元家庭裁判所調査官による養育費に関する相談会を無料で開催しています。

相談内容(例) 養育費の取り決め方、養育費の金額、面会交流、公正証書の作成など

草津会場

令和4年8月7日(日)
草津市役所本庁隣 さわやか保健センター
(草津市草津3丁目13-30)

近江八幡会場

令和4年10月9日(日)
滋賀県立男女共同参画センター
(近江八幡市鷹飼町80-4)

大津会場

令和4年12月3日(土)、令和5年3月4日(土)
社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 のぞみ荘内
(大津市におの浜4丁目3-26)

*上記会場以外にも、随時、日程調整のうえ相談を受け付けていますので、ご相談ください。

問い合わせ先

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

(近江八幡市鷹飼町80-4 男女共同参画センター滋賀マザーズジョブステーション内)

TEL.0748-37-5088 FAX.0748-37-5488

公正証書等作成促進補助金

養育費の取り決め等に要する経費のうち、次の経費を補助しています。

- ① 公証人手数料または家庭裁判所の調停申し立てもしくは裁判に要する収入印紙代
- ② 弁護士等への相談に要する経費
- ③ 公証人役場または裁判所に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用
- ④ 公証人役場または裁判所との連絡用の郵便切手に係る費用

※1対象者あたり3万円が上限です。

令和4年度以降に公正証書等を作成するにあたって支払った経費が対象です。公正証書等を作成した日の属する年度の翌年度4月末日までに申請が必要です。

対象者

- ① 児童扶養手当の受給を受けている方または同等の所得水準にある方
- ② 養育費の取決めに係る経費を負担した方(公正証書等のみ)
- ③ 養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ④ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ⑤ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方(保証契約のみ)

問い合わせ先

*【市】にお住まいの方は、市役所担当課にご確認ください

*【町】にお住まいの方は、町役場または県健康福祉事務所、県子ども・青少年局(077-528-3554)

保証契約締結促進補助金

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費を補助しています。

※1対象者あたり5万円が上限です。

令和4年度以降に締結した契約の保証料が対象です。契約を締結した日の属する年度の翌年度4月末日までに申請が必要です。